

第6 消滅時効

9 消滅時効の原則的期間

事 例

AはBに対して、返済期限を定めずに500万円を貸し付け、これによりAとBとの間で消費貸借契約が成立しました。その後、BはAから返済の督促を受けていなかったため500万円を返済していませんでしたが、Aはその契約成立から3年経過した日に、Bに対して1ヶ月以内に返済して欲しい旨の催告を行いました。

設 問

- ① この場合、この貸金返還請求権（貸付債権）はいつ時効で消滅しますか。
- ② Aの催告にもかかわらずBが返済しませんでした。貸金返還請求権の消滅時効の完成を防ぐためにAは何をしなければならぬのでしょうか。

解 説

- ① 原則的な消滅時効期間と起算点—設問①について

問題点

この設問では、500万円を返済期限の定めがないまま貸し付けた（消

費貸借契約) 場合において、貸主Aが借主Bに対して1ヶ月以内に返済するよう催告をしたとき、この契約に基づく貸金返還請求権がいつ時効で消滅するかが問題となります。

改正前の民法では

改正前民法では、債権は「権利を行使することができる時」(改正前民166①)から10年で消滅するとされていました(改正前民167①)。ただし、期限の定めのない消費貸借契約に基づく貸金返還請求権については、債権者はいつでも相当の期間を定めて返還の催告をすることができる状態にあり(改正前民591)、かつ、いつまでも債権者が催告しない場合に時効が進行しないのは債務者にとって不利益であるとの考え方から、消費貸借契約の成立から相当期間が経過した時が起算点とされています(東京高判昭51・8・30判タ344・201等)。この考え方自体は改正法下でも維持されています。

これに対して、近時に改正された諸外国の民法では原則的には3年ないし5年などの短期間で消滅時効が完成するとしており、日本の消滅時効期間は長すぎるとの批判が一部でなされてきました。また、我が国の消滅時効制度のうち、債権者の職業により消滅時効期間が異なるとする短期消滅時効の制度(改正前民170~174)がありましたが、短期消滅時効には合理的理由がないとの批判があり、今回の改正で廃止されることになりました。そうすると、短期消滅時効を単純に廃止した場合は、1~3年とされた従前の時効期間が10年に長期化することになります。それではあまりに長期になりすぎる旨の批判もありました。他方、消滅時効期間を10年としてきた実務を尊重すべきであるとの反論もなされてきました。

改正のポイント

そこで、改正法166条1項は、消滅時効期間については、①「権利を

行使することができる時」から10年で時効消滅するという点を維持しつつも、②「債権者が権利を行使することができることを知った時」から5年を経過した時点で時効消滅するとしました。この②の起算点（鍵括弧書部分）を主観的起算点と呼んでおり、「損害及び加害者を知った時」という不法行為による損害賠償請求権の主観的起算点と同様の考え方を導入したものです（部会資料78A・7頁）。これは、債権者は、契約時などの債権の発生時に債権の発生や債務者が誰かを認識しているのが通常であり、より短期の時効期間を設けることにより法律関係の早期安定を図ろうとする趣旨です。

そして、①と②の関係については、いずれか先に期間が満了したかにより決まります。一般的な契約債権については、債権者は、契約成立時点で債務者及び債権の発生原因等の事実を知っていますので、主観的起算点から5年を経過した時点で時効消滅するのが通常と思われる。

なお、職業別の短期消滅時効制度は、前記のとおり合理的理由がないことから全て廃止されました。

また、前記のとおり、改正法下でも、期限の定めのない消費貸借契約における客観的起算点は消費貸借成立から相当期間が経過した時となります。そして、この考え方を前提にすれば、期限の定めのない消費貸借における主観的起算点は「消費貸借の成立から相当期間が経過したことを債権者が知った時」と解されます（部会資料78A・8頁参照）。

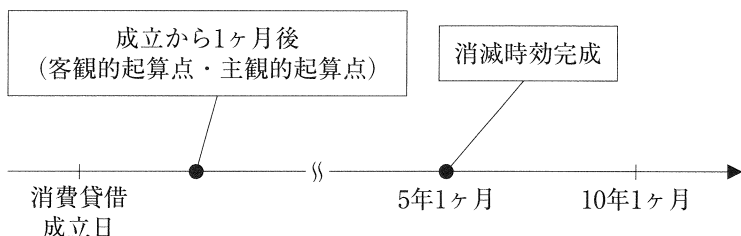
なお、経過措置については、改正法の施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、改正前民法が適用されます（改正附則10④）。そして、その施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときも同様とされています（改正附則10①括弧書参照）。したがって、契約債権の消滅時効期間については契約が成立したのが施行日前かそれ以後かによって、

改正前民法が適用されるか、あるいは改正法が適用されるかが決まることとなります。

結論

この設問では、AはBに対し500万円を1ヶ月以内に返済するよう催告しているところ、その1ヶ月の期間は相当なものと思われます。そうすると、遅くとも消費貸借契約が成立して1ヶ月を経過した時点で貸主Aは「相当期間が経過したことを知った」ものと解され、その時から5年後（消費貸借成立日から5年1ヶ月経過時）には消滅時効が完成し、貸金返還請求権が消滅することになるとと思われます。

この結論を図で示すと以下のとおりとなります。



② 更新・時効完成猶予—設問②について

問題点

この設問では、貸主である債権者Aが貸金返還請求権（貸付債権）の消滅時効の完成を防ぐために、どのようなことをしなければならないかが問題です。

改正前の民法では

改正前民法では、時効の完成を妨げる方法として中断という制度がありました。時効の中断とは、裁判上の請求、強制執行、仮差押え・

仮処分、承認、催告など「時効の進行中に時効を覆すような事情が生じたことを理由として、それまでの時効期間の経過を全く無意味にすること」をいいます(四宮=能見総則389頁)。ただし、その効果としては、①裁判による権利の確定(改正前民147)や承認(改正前民156)のように中断によって改めて最初から時効が進行するものと、②催告(改正前民153)のように一時的に時効の完成が妨げられるものがあり、時効制度を難解にしていると指摘されてきました。また、時効完成の猶予と同様の効果をもたらすものとして時効の停止という制度も別に設けられており(改正前民158~161)、整理が必要と考えられてきました。

改正のポイント

そこで、改正法は、改正前民法における中断事由のうち前記①の事由を「更新」とし、②及び時効の停止事由を「時効の完成猶予」として再構成しました。

具体的には、以下のとおりです。

⑦裁判上の請求等については、手続中は時効が完成しないこととし、かつ、取下げ等で権利が確定せず終了した場合にはその終了の時から6ヶ月を経過するまでの間は時効が完成しないとして、時効の完成猶予の制度としました(改正法147①一)。

①判決などにより権利が確定した場合には確定時から新たに時効の進行が始まることとして更新事由としました(改正法147②)。

㊦執行認諾文言のある公正証書等で契約をしていた場合にはこれを債務名義として強制執行を行うことができますが、この強制執行等の場合も、裁判上の請求等と同様とされました(改正法148)。

④仮差押え・仮処分については、債務名義が不要であることや手続が暫定的であること等を理由に時効の完成猶予としました(改正法149)。

④債務の承認（債務の一部返済など）がされると時効の更新の効果が生じる旨が明記されました（改正法152①）。

⑤内容証明郵便で通知書を送るなどして催告すると、その時から6ヶ月経過するまでの間は時効の完成が猶予されることが明文化されました（改正法150①）。この6ヶ月の間に債権者は訴訟提起などによって時効の進行を止める必要があること、及びこの6ヶ月間に再度の催告をしても再度の時効の完成猶予がされるものではないことは、改正前民法と同様です（改正法150条2項は、後者の点を明記しました。）。

⑥新たに「協議を行う旨の合意による時効の完成猶予」という制度が設けられました（改正法151）。これは、当事者間の協議により時効完成を阻止できる制度です（詳しくは事例11で解説します。）。

なお、天災等による時効の停止事由については、全て時効の完成猶予の制度とされました（改正法158～161）。ちなみに、天災等による時効の完成猶予については、これによる混乱が大きいことから、改正前では停止期間が2週間とされていたものが3ヶ月と改められました。

また、施行日前に時効の中断事由又は停止事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、改正前民法が適用されます（改正附則10②）。

これに対して、時効の更新及び完成猶予についての改正法は、改正法施行日以後に更新事由又は時効の完成猶予事由が生じた場合に適用されます（改正附則10②の反対解釈）。

結 論

Aとしては、自己の債権の消滅時効の完成を阻止するためには、前記①から⑥までの手段を取る必要があります。

15 個人保証人の保護方策の拡充

事例

甲社は乙に対し、乙の事業のために資金を融資しました。融資に当たり、丙は連帯保証人として乙の債務について保証しました。乙の債務は、元本1,000万円、毎月の返済額が100万円で、元本の約定利息は年利率2%、分割返済金の遅延損害金は年利率4%、分割返済金を200万円以上滞納した場合には当然に期限の利益を喪失し、その際の遅延損害金は年利率14%とするものでした。1年ほど経過した頃から、乙は分割返済金の一部の支払を怠り、1年半後には滞納額が200万円に達したので、乙は期限の利益を喪失しました。甲社はその後乙が担保のために提供した不動産を換価して250万円を回収し、期限の利益喪失時までの約定利息及び分割返済金の遅延損害金全額と残元本の一部に充当し、残債務は元本500万円となりました。甲社は丙に対し、残元本500万円と期限の利益喪失時から支払済みまでの年利率14%の遅延損害金の支払（以下「本件保証債務」といいます。）を求めたいと考えています。

設問

- ①ア 乙が株式会社で監査役設置会社であった場合、甲社は個人（自然人）である丙に対し、本件保証債務の履行を請求できますか。できるとしたらどのような場合ですか。
- イ 乙が個人事業者で丙が乙の配偶者であった場合、甲社は丙に対し、本件保証債務の履行を請求できますか。できるとし

たらどのような場合ですか。

ウ 丙の保証の対象である乙の債務が貸金債務ではなく、賃貸借契約に基づく借主の債務であった場合は結論が異なりますか。

② 丙は、乙の知人で乙の事業には関与していません。丙は、乙が事業のために融資を受ける際に保証を行うに当たり、乙から「担保も出しているから何も心配することはない。黙って判を押してくれ。」と言われ、それを信じて言われるままに、保証契約の2週間前に公証人の前で本件の保証債務を履行する意思表示し（適正に公正証書が作成されています。）、かつ、融資に関する契約書の連帯保証人の欄に署名押印しました。その場合、丙は常に保証債務を履行しなければなりませんか、保証債務の履行を免れる場合があるとしたらどのような場合ですか。

③ 丙は、設問②と同様の立場にあり、かつ、保証について同様に適正に公正証書が作成されています。乙が期限の利益を喪失した日から2ヶ月を経過した後、甲社が丙に対し、その旨を通知して保証債務の履行を求めた場合、甲社は丙に対し、残債務の元本だけでなく、期限の利益を喪失した日の翌日から残元本に対する年利率14%の遅延損害金を請求することができますか。

解説

◆個人保証の制限の要件と効果—設問①～③について

問題点

今回の改正では、個人保証人保護の方策の拡充が図られ、個人保証

の制限と情報提供義務が規定されました（改正法465の6～465の10）。

個人保証の制限としては、事業のために負担した貸金等債務の個人保証は、公正証書により保証意思を事前に表示していないときは無効であり、この規制を潜脱する求償権の保証も制限されます。他方、この規制の例外として、いわゆる「経営者」保証が規定されました。

また、情報提供義務としては、要件効果の異なる3つの義務の規定が設けられました。設問①～③は、これらの規定に抵触するかどうか、抵触した場合の効果を問うものです。

改正前の民法では

改正前民法では、前記のような個人保証の制限はありませんでしたので、いずれも個人保証人は、債権者に対する保証債務の履行請求を拒むことができませんでした。

また、改正前民法では、主たる債務者に個人保証人に対する情報提供義務は課されていませんでしたので、個人保証人は、情報提供義務違反を根拠に保証債務の履行請求を拒んだり、債権者に損害賠償を求めたりすることはできませんでした。

① 個人保証の制限と例外—設問①について

改正のポイント

1 個人保証の制限

改正法は、事業のために負担した貸金等債務（金銭の貸渡しあるいは手形割引による債務）を主たる債務とする個人保証契約については、公正証書による保証意思の表示がされていないものを無効としています（改正法465の6①）。

2 公正証書による保証意思の表示と経営者保証（改正法465の6～465の8）

改正法465条の6は、同条2項に規定する手続に従って、保証契約締結前1ヶ月以内に作成された公正証書において、保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していることを要求しました。

このような規制の例外が、いわゆる「経営者」保証といわれるものであり、保証人が取締役等の改正法465条の9が定める属性に該当する場合です。なお、これらの規制と例外はいずれも、主たる債務の範囲に、事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約についてもあてはまります。

いわゆる「経営者」保証として例外的に公正証書作成が不要となるのは、次の場合です（改正法465の9）。

- ① 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
- ② 主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者
 - ㊦ 主たる債務者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除きます。以下①から⑤までにおいて同じです。）の過半数を有する者
 - ④ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - ⑤ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

- ㊦ 株式会社以外の法人が主たる債務者である場合における㊦、㊧
又は㊨に掲げる者に準ずる者
- ③ 主たる債務者（法人であるものを除きます。）と共同して事業を行
う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者
の配偶者

ただし、③の主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債
務者の配偶者は、共同して事業を行う配偶者に限定して解釈すべきと
する見解もあります。

＜債務引受による脱法防止＞

個人保証の制限あるいは後述する情報提供義務を回避するために、
個人に包括的な債務引受をさせた場合の対処方法については、事例14
の「改正のポイント」＜債務引受による脱法防止＞を参照してくださ
い。

＜経過措置＞

改正法の施行日前に締結された保証契約に係る保証債務について
は、改正前の民法が適用されます（改正附則21①）。ただし、公正証書に
よる保証意思の確認手続（改正法465の6～465の8）については、公布の日
から起算して2年9月を超えない範囲内において政令で定める日から改
正法465条の6から465条の8までが適用され（改正附則1三）、施行日前に
おいても、公正証書による保証意思の表示を行うことができます（改
正附則21②③）。

結 論

1 設問1アについて

乙が事業資金として融資を受けているわけですから、丙は、事業の
ために負担した貸金等債務（金銭の貸渡しあるいは手形割引による債

33 売買契約の目的物が契約の内容に適合しないものであるときの救済手段

事 例

株式会社Xは、株式会社Yのカタログを見て、Yの業務用印刷機A型を購入することとし、売買契約を締結しましたが、どうやら、引き渡された印刷機甲には不具合があるようです。

設 問

- ① Xとしては、Yに甲を修補するなり、代わりの物（同じA型）に取り替えるなりしてほしいと考えていますが、そういった対処が難しそうなら売買代金の減額や契約の解除といった処理も考えなくてはなりません。
ア 買主Xは、売主Yに対し、どのような請求ができるのでしょうか。
イ その際、買主Xが取りうる救済手段に順番がありますか。
また、修補請求と解除の両方について権利の実現が認められるでしょうか。
- ② Yからは、印刷機の紙送り機能の部品が壊れているだけなので、部品を修補すると言われていますが、Xとしては、また故障しても嫌なので、できれば新品のA型に取り替えてほしいと思っています。売主が提供する追完の方法が、買主が選択した追完の方法に優先する場合がありますでしょうか。

とのできない瑕疵がある場合において買主が6ヶ月以内にその瑕疵を発見したとき)には、直ちに売主に対してその旨を通知する必要がある、通知をしないと解除又は代金減額若しくは損害賠償請求ができなくなる点にも注意が必要です。

経過措置については次のとおりとなっています。

救済手段	根拠条数	経過措置
① 追完請求権	改正附則34条 1項	施行日前に締結された売買契約及びこれに付随する買戻しその他の特約については、なお従前の例による。
② 代金減額請求権	改正附則34条 1項	同上
③ 損害賠償請求権	改正附則17条	施行日前に債務が生じた場合(その原因である法律行為が施行日前であれば、施行日以後に債務が生じた場合も含む。)におけるその債務不履行の責任等については、なお従前の例による。
④ 解除権	改正附則32条	施行日前に契約が締結された場合におけるその契約の解除については、なお従前の例による。

2 救済手段の順序及び矛盾する他の救済手段の実現—設問①イについて

買主が救済手段のうち、どれを選ぶかは自由であり、追完請求から先にしないとイケないなどという優先順位はありません。